

宇土市税減免基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 9 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 4 4 号

宇土市税減免基準に関する規則の一部を改正する規則

宇土市税減免基準に関する規則(昭和 3 6 年規則第 1 号)の一部を次のように改正する。
附則第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(令和 8 年熊本地震による令和 8 年度分の個人の市民税の減免に関する特例措置)

第 5 条 令和 8 年熊本地震により、居住する住宅が被害を受けた場合における個人の市民税の減免については、第 2 条第 2 項第 6 号ウの規定にかかわらず、納税義務者（法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 9 号に規定する扶養親族を含む。）が居住する住宅が半壊以上の損害（災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 8 年 6 月内閣府作成）に基づき市が実施した被害状況調査の判定結果による。以下同じ。）を受けた者で、前年中の法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 3 4 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 3 1 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 3 5 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 3 1 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が 1, 0 0 0 万円以下であるものに係る令和 8 年度に課する当該年度分の個人の市民税の税額のうち当該災害が発生した日以降に納期の末日が到来するものに対しては、次の表の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合		
	半壊・中規模半壊	大規模半壊	全壊
5 0 0 万円以下であるとき。	2 分の 1	4 分の 3	全部
5 0 0 万円を超え 7 5 0 万円以下であるとき。	4 分の 1	8 分の 3	2 分の 1
7 5 0 万円を超えるとき。	8 分の 1	1 6 分の 3	4 分の 1

2 令和 8 年熊本地震により、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）が減少した場合における令和 8 年度分の個人の市民税の減免については、第 2 条第 2 項第 6 号エ及び第 7 号の規定にかかわらず、事業収入等の減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、前年の事業収入等の合計額の 1 0 分の 3 以上であるもので、前年中の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち減少することが見込まれる事業収入等に係る所得（以下「減少対象所得」という。）以外の所得の金額が 4 0 0 万円を超えるものを除く。）に対

しては、減少対象所得に係る個人の市民税の額（当該年度分の個人の市民税の額を前年中における減少対象所得の金額と当該所得以外の金額とに^{あん}按分して得た額）に、次の表の区分による軽減又は免除の割合を乗じて行うものとする。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき。	全部
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

- 3 第2条第2項第6号、第7号及び前2項の規定のうち、2以上に該当するときは、軽減又は免除の割合が最も大きいものを適用する。

（令和8年熊本地震による固定資産税の減免に関する特例措置）

第6条 令和8年熊本地震により被害を受けた家屋における固定資産税の減免については、第2条第4項第4号の規定にかかわらず、半壊以上の損害の家屋に係る令和8年度に課する当該年度分の固定資産税の税額のうち当該災害が発生した日以降に納期の末日が到来するものに対しては、次の表の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
大規模半壊	10分の6
半壊・中規模半壊	10分の4

- 2 令和8年熊本地震により被害を受けた償却資産における固定資産税の減免については、第2条第4項第5号の規定にかかわらず、令和8年度に課する当該年度分の固定資産税の税額のうち当該災害が発生した日以降に納期の末日が到来するものに対しては、次の表の区分により軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上、必要と認める限度において軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免除の割合
価額の10割の価値を減じたとき。	全部
価額の6割以上10割未満の価値を減じたとき。	10分の8
価額の4割以上6割未満の価値を減じたとき。	10分の6
価額の2割以上4割未満の価値を減じたとき。	10分の4

- 3 第2条第4項第3号、第4号、第5号及び前2項の規定のうち、土地、家屋、償却資産のそれぞれの区分において2以上に該当するときは、その区分において軽減又は免除の割合が最も大きいものを適用する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 8 年 8 月 2 9 日から施行する。

(適用区分)

第 2 条 改正後の附則第 5 条及び第 6 条の規定は、令和 8 年度分の個人の市民税及び固定資産税の減免について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税及び固定資産税の減免については、なお従前の例による。